

令和6年度 自動車騒音の常時監視・要請限度調査結果

1 自動車騒音常時監視結果

(1) 面的評価の実施状況

区では5年をかけて区内の主要な道路を一巡するよう計画を立てて調査を実施しています。

令和6年度に調査を実施した評価区間毎の環境基準達成状況は、下表のとおりです。

※小数点第2位を四捨五入しているため、100%にならないことがあります。

評価区間	評価対象戸数[戸]	昼夜間とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼夜間とも基準値超過
市川四つ木線 (北小岩1～西小岩1)	2,657	2,544 (95.7%)	111 (4.2%)	0 (0.0%)	2 (0.1%)
市川四つ木線 (西小岩1～西小岩2)	1,002	1,001 (99.9%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
御徒町小岩線 (平井6～平井6)	2,156	1,649 (76.5%)	314 (14.6%)	0 (0.0%)	193 (9.0%)
御徒町小岩線 (上一色3～西小岩2)	1,258	1,253 (99.6%)	4 (0.3%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)
新荒川堤防線 (平井7～平井7)	59	59 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
新荒川堤防線 (平井7～平井6)	417	410 (98.3%)	1 (0.2%)	0 (0.0%)	6 (1.4%)
新荒川堤防線 (平井5～小松川3)	705	696 (98.7%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	8 (1.1%)
新荒川堤防線 (小松川1～小松川1)	2	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
新荒川堤防線 (平井7～平井6)	1,363	1,334 (97.9%)	26 (1.9%)	0 (0.0%)	3 (0.2%)
新荒川堤防線 (平井5～小松川3)	1,780	1,732 (97.3%)	33 (1.9%)	0 (0.0%)	15 (0.8%)
特別区道 103-0350 号線 (小松川3～小松川2)	753	726 (96.4%)	9 (1.2%)	0 (0.0%)	18 (2.4%)
特別区道 A-0200 号線 (西葛西4～臨海町4)	2,790	2,787 (99.9%)	2 (0.1%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)
合 計	14,942	14,193 (95.0%)	502 (3.4%)	0 (0.0%)	247 (1.7%)

(2) 環境基準の達成状況

令和2年度から令和6年度まで調査した結果は、下表のとおりです。

	評価対象戸数	昼夜間とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼夜間とも基準値超過
近接空間	36,411 戸	33,434 戸 (91.8%)	1,857 戸 (5.1%)	5 戸 (0.0%)	1,115 戸 (3.1%)
非近接空間	40,229 戸	39,012 戸 (97.0%)	377 戸 (0.9%)	40 戸 (0.1%)	800 戸 (2.0%)
全 体	76,640 戸	72,446 戸 (94.5%)	2,234 戸 (2.9%)	45 戸 (0.1%)	1,915 戸 (2.5%)

2 要請限度調査結果

令和6年度に調査を実施した地点における要請限度調査結果は、下表のとおりです。
 なお、要請限度を超過した地点はありません。

【調査地点の要請限度値】

騒音 昼:75dB 夜:70dB

振動 【第一種区域】昼:65dB 夜:60dB 【第二種区域】昼:70dB 夜:65dB

測定地点 (対象道路)	等価騒音レベル Leq (dB)		振動レベル Lv10 (dB)		交通量 (台/10分)	
	昼	夜	昼	夜	昼	夜
北小岩2-33 (市川四つ木線)	70	67	41	37	239	70
西小岩2-18 (市川四つ木線)	66	63	38	34	83	26
平井6-23 (御徒町小岩線)	72	69	42	37	227	63
西小岩2-19 (御徒町小岩線)	66	63	44	40	229	71
平井7-34 (新荒川堤防線)	66	61	31	24	60	10
<u>平井6-72 (新荒川堤防線)</u>	68	63	<u>44</u>	<u>34</u>	59	11
<u>平井1-27 (新荒川堤防線)</u>	66	60	<u>42</u>	<u>32</u>	36	5
平井7-5 (新荒川堤防線)	66	61	39	31	56	10
平井4-1 (新荒川堤防線)	64	59	42	33	108	24
<u>小松川2-6 (特別区道 103-0350 号線)</u>	59	52	<u>37</u>	<u>29</u>	30	4
<u>西葛西8-21 (特別区道 A-0200 号線)</u>	67	63	<u>34</u>	<u>28</u>	109	27

【注】下線を引いた測定地点の振動の基準値は、第一種区域の基準が適用されます。